

各 { 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 } 殿

厚生労働省医薬食品局長

毒物及び劇物取締法施行令の一部改正について（通知）

毒物及び劇物取締法施行令の一部を改正する政令（平成 21 年政令第 39 号）（別添 1）が公布されたので、下記事項に留意の上、関係各方面に対する周知徹底方御配慮願いたい。

なお、同旨の通知を社団法人日本化学工業協会会長、全国化学工業薬品団体連合会会長、日本製薬団体連合会会長、社団法人日本薬剤師会会長及び社団法人日本化学工業品輸入協会会長あてに発出しているので申し添える。

記

第 1 毒物及び劇物取締法施行令の一部を改正する政令について

- 1 毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録に係る手数料額を見直し、以下のとおり定めたこと。

（1）毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録手数料

14,100 円

（2）毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録更新手数料

10,000 円

（3）毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録変更手数料

8,800 円

- 2 施行期日

平成 21 年 4 月 1 日から施行することとしたこと。

第 2 その他

今般の改正部分の新旧対照表については別添 2 に示すとおりであること。